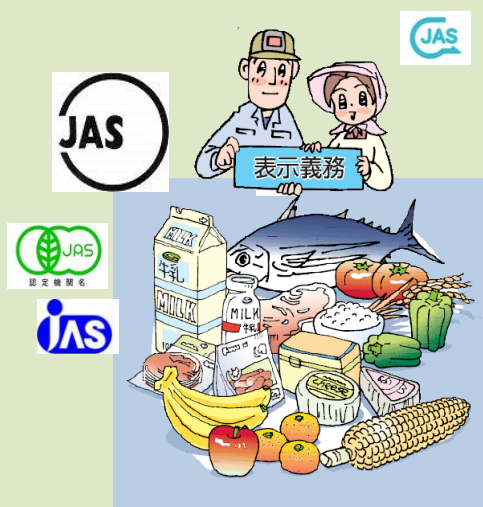


# 消費者の信頼を得るために ～米・米加工品の産地表示の取組み等について～



平成23年7月から米・米加工品の消費者への産地情報伝達が義務化されました。また、22年10月から米・米加工品の食品事故への迅速な対応等のための仕組みである米トレーサビリティ制度が実施されています。

今回は、食品表示の全般に関する制度であるJAS法とともに、こうした取組みについて紹介します。



## 開催期間

平成24年1月10日(火)～2月3日(金)

8:30～17:15 (土・日曜日を除く、最終日は15時まで)

## 開催場所

# 中国四国農政局「消費者の部屋」

岡山市北区下石井1-4-1 (岡山第2合同庁舎1階)  
庁舎北側玄関入口から入館してください。

## お問い合わせ先

中国四国農政局 電話 086-224-4511(代表)  
流通監視課(米トレーサビリティ等) 担当: 安藤・大西(内線2371, 2375)  
表示・規格課(JAS) 担当: 出水(でみず)(内線2331)  
消費生活課(消費者の部屋) 担当: 岡田(内線2321)

農林水産省  
中国四国農政局

